

岩手県告示第 605 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 51 条第 1 項の規定に基づき、次の指定介護機関が指定を辞退した。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護療養型医療施設

名 称	所在地	指定の辞退の効力の発生年月日
後藤泌尿器科皮膚科医院	宮古市大通一丁目 3 番 24 号	平成 20 年 7 月 1 日